

○ 雇用就農資金等実施要綱（令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第4 事業計画等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の着手</p> <p>(1) 本事業については、原則として全国農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）が担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）第6の1の交付決定後に実施した取組を対象とするものとする。</p> <p>なお、1の事業計画は、事業実施主体が担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第4の1に基づき交付申請を行う時に添付すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (2)により交付決定前に事業に着手する場合、事業実施主体は補助金の交付が<u>確実</u>となつてから着手することとし、<u>交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第6 関係機関との連携</p> <p>本事業の実施に当たって、都道府県、市町村、農業経営・</p>	<p>第4 事業計画等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の着手</p> <p>(1) 本事業については、原則として全国農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）が担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）第6の1の交付決定後に実施した取組を対象とするものとする。</p> <p>なお、1の事業計画は、事業実施主体が担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第4の1に基づき交付申請を行う時に添付すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (2)により交付決定前に事業に着手する場合、事業実施主体は補助金の交付が<u>確実</u>となつてから着手するものとする。<u>全国農業委員会ネットワーク機構は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第6 関係機関との連携</p> <p>本事業の実施に当たって、都道府県、市町村、農業経営・</p>

就農支援センター（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第1条の11に規定する農業経営・就農支援センターをいう。）、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。）、農業協同組合、農業委員会（農業委員会等に関する法律第3条第1項に規定する農業委員会をいう。）、都道府県普及指導センター（農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第12条第1項に規定する普及指導センターをいう。）、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった就農者が定着するまで、丁寧にフォローするものとする。

就農支援センター（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第1条の11に規定する農業経営・就農支援センターをいう。以下同じ。）、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）、農業協同組合、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項に規定する農業委員会をいう。以下同じ。）、都道府県普及指導センター（農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第12条第1項に規定する普及指導センターをいう。以下同じ。）、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった就農者が定着するまで、丁寧にフォローするものとする。

改正後	改正前
<p>(別記1)</p> <p>第2 事業の種類</p> <p>1 雇用就農促進支援</p> <p><u>(1) 雇用就農者育成・独立支援タイプ</u></p> <p><u>農業法人等が新規就農者（以下「法人等雇用就農者」という。）を雇用し、当該農業法人等での農業就業又は独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合、農業法人等に対して資金を交付する。</u></p> <p><u>(2) 新法人設立支援タイプ</u></p> <p><u>農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを旨とする法人等雇用就農者を一定期間雇用し、独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を交付する。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第4 事業対象者の要件等</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、<u>農業者、農業支援サービス事業者等</u>）又は新規就農者を雇用して技術を習得させる機関であること。</p> <p>イ <u>農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む。以下同じ。）に従事する者を新たに雇用し、就農に必要な技術等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を行い得ること（新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命</u></p>	<p>(別記1)</p> <p>第2 事業の種類</p> <p>1 雇用就農促進支援</p> <p><u>農業法人等が新規就農者（以下「法人等雇用就農者」という。）を雇用し、当該農業法人等での農業就業又は新たな農業法人の設立等による独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合、農業法人等に対して資金を交付する。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第4 事業対象者の要件等</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、<u>農業者、農業サービス事業体等</u>）又は新規就農者を雇用して技術を習得させる機関であること。</p> <p>イ 農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む。）に従事する者を新たに雇用し、就農に必要な技術等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を行い得ること（新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）</p>

通知) 別記2の第2の2の経営開始資金(以下「経営開始資金」という。)、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知) 別記1の第2の2の経営開始支援資金(以下「経営開始支援資金」という。)又は農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知) 別記1の第2の2の経営開始型(以下「経営開始型」という。)の交付を現に受けている経営体ではないこと。)

ウ～キ (略)

ク 以下の全ての項目について、就業規則又はこれに準ずるものに規定していること。

(ア)・(イ) (略)

ケ (略)

(ア) 就業規則又はこれに準ずるもの(労使協定の締結を含む。)に年間総労働時間を2,445時間以内とすることを規定すること。

(イ)～(カ) (略)

コ・サ (略)

シ 原則として地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。)に農業を担う者として位置付けられた者又は位置付けられることが見込まれる者であること(東日本大震災に伴い発生

別記2の第2の2の経営開始資金(以下「経営開始資金」という。)、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知) 別記1の第2の2の経営開始支援資金(以下「経営開始支援資金」という。)又は農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知) 別記1の第2の2の経営開始型(以下「経営開始型」という。)の交付を受けている経営体ではないこと。)

ウ～キ (略)

ク 以下の全ての項目について、就業規則若しくはこれに準ずるものに規定している、又は支援開始後1年以内に新たに規定すること。

(ア)・(イ) (略)

ケ (略)

(ア) 就業規則又はこれに準ずるもの(労使協定の締結を含む。)に年間総労働時間(所定労働時間及び残業時間の合計)を2,445時間以内とすることを規定すること。

(イ)～(カ) (略)

コ・サ (略)

シ 地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること(東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村(田村市、南相馬市、川俣

した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。以下「原子力被災12市町村」という。）及び令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。以下同じ。）にあっては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）2の（1）の実質化された人・農地プランをいう。以下同じ。）に位置付けられた中心経営体を含む。）。

ス 過去に、雇用及び研修に関して法令に違反したこと、虚偽の報告等、本事業（新規就農者育成総合対策実施要綱の一部改正について（令和7年3月31日付け6経営第2447号農林水産事務次官依命通知）による改正前の新規就農者育成総合対策実施要綱別記3雇用就農資金に基づき実施した事業を含む。）、農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記2農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記2雇用就農者実践研修支援事業（以下「雇

町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。以下「原子力被災12市町村」という。）及び令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。以下同じ。）にあっては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）2の（1）の実質化された人・農地プランをいう。以下同じ。）に位置付けられた中心経営体を含む。）。

ス 過去に、雇用及び研修に関して法令に違反したこと、虚偽の報告等、本事業（新規就農者育成総合対策実施要綱の一部改正について（令和7年3月31日付け6経営第2447号農林水産事務次官依命通知）による改正前の新規就農者育成総合対策実施要綱別記3雇用就農資金に基づき実施した事業を含む。）、農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記2農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記2雇用就農者実践研修支援事業（以下「雇

用就農者実践研修支援事業」という。)又は雇用就農緊急対策実施要綱(令和6年12月25日付6 経営第1765号農林水産事務次官依命通知)別記4雇用就農緊急支援資金(以下「雇用就農緊急支援資金」という。)に関する不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けたこと等のトラブルがないこと。ただし、当該トラブルが既に是正され、1年を経過している場合はこの限りでない。

セ～チ (略)

ツ 農業法人等の代表者等が、国が提供する農業経営人材育成研修プログラムの中級コースのうち「労務管理」の科目を支援開始後1年以内に修了すること又は雇用就農者の育成強化に資する研修若しくはセミナーを受講すること。

(削る。)

テ (略)

(2) (略)

ア 本事業の支援終了後も就農を継続又は研修終了後1年以内に独立(農業法人の設立による独立を含む。)する強い意欲を有する原則50歳未満の者であること。

イ (略)

用就農者実践研修支援事業」という。)又は雇用就農緊急対策実施要綱(令和6年12月25日付6 経営第1765号農林水産事務次官依命通知)別記2雇用就農緊急支援資金(以下「雇用就農緊急支援資金」という。)に関する不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けたこと等のトラブルがないこと。ただし、当該トラブルが既に是正され、1年を経過している場合はこの限りでない。

セ～チ (略)

ツ 農業法人等の代表又は研修指導者が、国が提供する農業経営人材育成研修プログラムの中級コースのうち「労務管理」の科目を修了している、又は支援開始後1年以内に修了すること。

テ 原則として、農業法人等の研修指導者等は、雇用就農者の育成強化に資する研修又はセミナーを受講すること。ただし、過去に受け入れた法人等雇用就農者等の定着率が高い農業法人等、事業実施主体が別に定める場合は除く。

ト (略)

(2) (略)

ア 本事業の支援終了後も就農を継続又は新たに農業法人を設立するための研修終了後1年以内に農業法人を設立するなどして独立する強い意欲を有する原則50歳未満の者であること。

イ (略)

ウ 主に農畜産物の生産に関する業務に従事すること。

エ・オ (略)

カ 当該農業法人等の代表者の親族（3親等以内）でないこと。ただし、集落営農組織（基盤強化法第23条第4項に定める特定農業団体又は特定農業団体に準ずる組織をいう。以下同じ。）が雇用する場合、当該集落営農組織が法人経営であって、その代表者と同居していない者を雇用する場合等を除く。

キ (略)

ク 過去に本事業、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農緊急支援資金、「飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金交付等要綱の制定について」（令和7年3月31日付け6畜産第3533号農林水産事務次官依命通知）附則第3項の規定によりなお従前の例によるものとされた第2項の規定による廃止前の国産飼料増産対策事業補助金交付等要綱（令和6年3月29日付け5畜産第2344号農林水産事務次官依命通知）別表1の1の飼料生産組織の人材確保・育成支援のうち（1）人材確保・育成支援又は飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金交付等要綱（令和7年3月31日付け6畜産第3533号農林水産事務次官依命通知）別表の1の国産飼料増産対策事業のうち（1）飼料生産組織の人材確保・育成等支援のうち①飼料生産組織の採用活動・研修支援の対象となっていないこと。ただし、過去に当該事業の対象となった場合でも

ウ 主に農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む。）に関する業務に従事すること。

エ・オ (略)

カ 当該農業法人等の代表者の親族（3親等以内）でないこと。ただし、集落営農組織（基盤強化法第23条第4項に定める特定農業団体又は特定農業団体に準ずる組織をいう。）が雇用する場合、当該集落営農組織が法人経営であって、その代表者と同居していない者を雇用する場合等を除く。

キ (略)

ク 過去に本事業、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農緊急支援資金又は国産飼料増産対策事業補助金交付等要綱（令和6年3月29日付け5畜産第2344号）別表1の1の飼料生産組織の人材確保・育成支援のうち（1）人材確保・育成支援の対象となっていないこと。ただし、過去に当該事業の対象となった場合でも研修を中止し、その中止理由が、法人等雇用就農者の責めに帰すべき理由による解雇でない場合又は法人等雇用就農者の都合による離職でない場合は、この限りではない。

研修を中止し、その中止理由が、法人等雇用就農者の責めに帰すべき理由による解雇でない場合又は法人等雇用就農者の都合による離職でない場合は、この限りではない。

ケ・コ (略)

サ 当該法人等雇用就農者を含め、当該農業法人等において同一年度内に新規に対象となる法人等雇用就農者数が、5名以内であること。ただし、新法人設立支援タイプの対象者は除く。

シ (略)

(3) 雇用就農緊急支援資金で承認を受けた者

雇用就農緊急支援資金の第6の2の(1)における事業推進委員会の承認を受けており、承認された研修期間が終了していない農業法人等及び法人等雇用就農者であること。

2 (略)

(1) (略)

ア おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業支援サービス事業者等）であること。

イ (略)

ウ 原則として地域計画に農業を担う者として位置付けられた者又は位置付けられることが見込まれる者であること（原子力被災12市町村及び令和6年能登半島地震の被災市町にあっては、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体を含む。）。

エ～キ (略)

ケ・コ (略)

サ 当該法人等雇用就農者を含め、当該農業法人等において同一年度内に新規に対象となる法人等雇用就農者数が、5名以内であること。ただし、新たな農業法人の設立のための支援の対象者は除く。

シ (略)

(3) 雇用就農緊急支援資金で承認を受けた者の要件

雇用就農緊急対策実施要綱別記2雇用就農緊急支援資金の第6の2の(1)における事業推進委員会の承認を受けており、承認された研修期間が終了していない農業法人等及び法人等雇用就農者であること。

2 (略)

(1) (略)

ア おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業者等）であること。

イ (略)

ウ 地域計画に農業を担う者として位置付けられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること（原子力被災12市町村及び令和6年能登半島地震の被災市町にあっては、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体を含む。）。

エ～キ (略)

(2) (略)

(3) (略)

ア 次世代の経営者になるために必要な経営力等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を行い得ること（経営開始資金、経営開始支援資金又は経営開始型の交付を現に受けている経営体ではないこと。）。

イ・ウ (略)

(4) 雇用就農緊急支援資金で承認を受けた者

雇用就農緊急支援資金の第6の2の(1)の承認を受けており、承認された研修期間が終了していない派遣元農業法人等、派遣研修生及び派遣受入法人であること。

(5) (略)

3 (略)

(1) (略)

ア おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業支援サービス事業者等）であること。

イ 農畜産物の生産に従事する者を新たに雇用し、営農再開後の経営発展に必要な技術等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を行い得ること（経営開始資金、経営開始支援資金又は経営開始型の交付を現に受けている経営体ではないこと）。

ウ～カ (略)

キ 原則として地域計画に農業を担う者として位置付けられた者又は位置付けられることが見込まれる者であること

(2) (略)

(3) (略)

ア 次世代の経営者になるために必要な経営力等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を行い得ること（経営開始資金、経営開始支援資金又は経営開始型の交付を受けている経営体ではないこと。）。

イ・ウ (略)

(4) 雇用就農緊急支援資金で承認を受けた者の要件

雇用就農緊急対策実施要綱別記2雇用就農緊急支援資金の第6の2の(1)の承認を受けており、承認された研修期間が終了していない派遣元農業法人等、派遣研修生及び派遣受入法人であること。

(5) (略)

3 (略)

(1) (略)

ア おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）であること。

イ 農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む。）に従事する者を新たに雇用し、営農再開後の経営発展に必要な技術等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を行い得ること（経営開始資金、経営開始支援資金又は経営開始型の交付を受けている経営体ではないこと）。

ウ～カ (略)

キ 地域計画に農業を担う者として位置付けられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること（原子力

と（原子力被災12市町村及び令和6年能登半島地震の被災市町にあっては、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体を含む。）。

ク～コ （略）

サ 原則として、農業法人等の研修指導者等は、雇用就農者の育成強化に資する研修又はセミナーを受講すること。

シ・ス （略）

(2) (略)

ア 原則として地域計画に農業を担う者として位置付けられた者（実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体を含む。）、位置付けられることが見込まれる者若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けている者又はこれらに属する者であること。

イ・ウ （略）

エ 主に農畜産物の生産に関する業務に従事すること。

オ （略）

カ 当該農業法人等の代表者の親族（3親等以内）でないこと。ただし、集落営農組織が雇用する場合、当該集落営農組織が法人経営であって、その代表者と同居していない者を雇用する場合等を除く。

被災12市町村及び令和6年能登半島地震の被災市町にあっては、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体を含む。）。

ク～コ （略）

サ 原則として、農業法人等の研修指導者等は、雇用就農者の育成強化に資する研修又はセミナーを受講すること。ただし、過去に受け入れた法人等雇用就農者等の定着率が高い農業法人等、事業実施主体が別に定める場合は除く。

シ・ス （略）

(2) (略)

ア 地域計画に農業を担う者として位置づけられた者（実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体を含む。）、位置づけられることが見込まれる者若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けている者又はこれらに属する者であること。

イ・ウ （略）

エ 主に農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む。）に関する業務に従事すること。

オ （略）

カ 当該農業法人等の代表者の親族（3親等以内）でないこと。ただし、集落営農組織（基盤強化法第23条第4項に定める特定農業団体又は特定農業団体に準ずる組織をいう。）が雇用する場合、当該集落営農組織が法人経営であって、その代表者と同居していない者を雇用する場合等を除く。

キ・ク (略)

(3) 雇用就農緊急支援資金で承認を受けた者

雇用就農緊急支援資金の第6の2の(1)の承認を受けており、承認された研修期間が終了していない農業法人等及び被災法人等雇用就農者であること。

4 (略)

(1) (略)

(2) 助成額

ア 雇用就農促進支援

(ア) 雇用就農者育成・独立支援タイプの助成額は、法人等雇用就農者1人当たり、1年につき最大60万円とする。ただし、1農業法人等につき同一年度内に2名を超えて新規に対象となった法人等雇用就農者については、1年につき最大20万円とする。

(イ) 新法人設立支援タイプについて、24か月目までの助成額は、法人等雇用就農者1人当たり1年につき最大120万円、25か月目以降の助成額は1年につき最大60万円とする。

(ウ)・(エ) (略)

イ・ウ (略)

第5 農業法人等の手続

1 農業法人等の事業申請書

(1) 雇用就農促進支援

雇用就農促進支援を受けようとする農業法人等は、次に掲げる事項を記載した事業申請書を作成し、事業実施主体

キ・ク (略)

(3) 雇用就農緊急支援資金で承認を受けた者の要件

雇用就農緊急対策実施要綱別記2雇用就農緊急支援資金の第6の2の(1)の承認を受けており、承認された研修期間が終了していない農業法人等及び被災法人等雇用就農者であること。

4 (略)

(1) (略)

(2) 助成額

ア 雇用就農促進支援

(ア) 助成額は、法人等雇用就農者1人当たり、1年につき最大60万円とする。ただし、1農業法人等につき同一年度内に2名を超えて新規に対象となった法人等雇用就農者については、1年につき最大20万円とする。

(イ) 新たな農業法人の設立のための支援について、24か月目までの助成額は1年につき最大120万円、25か月目以降の助成額は1年につき最大60万円とする。

(ウ)・(エ) (略)

イ・ウ (略)

第5 農業法人等の手続

1 農業法人等の事業申請書

(1) 雇用就農促進支援

雇用就農促進支援を受けようとする農業法人等は、次に掲げる事項を記載した事業申請書を作成し、事業実施主体

に提出するものとする。

なお、新法人設立支援タイプによる研修を実施する農業法人等は、あらかじめ、法人等雇用就農者が独立又は経営継承し、法人を設立するまでの全体の計画を提出するものとする。

ア～オ (略)

カ 労働環境を向上させる事項

休憩、休日、有給休暇、労働時間、人材育成・評価の仕組み及び農業の「働き方改革」に資する施設整備の状況

キ (略)

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 研修の進捗状況報告

新法人設立支援タイプによる研修を実施する農業法人等は、支援開始後2年が経過した時点（支援予定期間が2年以内の場合には、支援開始後1年が経過した時点）で、これまでの研修の進捗状況と今後の法人設立のための研修計画を記載した進捗状況報告書を事業実施主体に提出するものとする。

4 (略)

5 助成金の交付申請

農業法人等は、助成金申請額の内訳及び助成金の振込先を記載した助成金交付申請書（兼研修終了報告書）並びに研修記録簿を事業実施主体に提出するものとする。なお、研修記録簿は、月ごとの研修内容、研修生（「法人等雇用就農

に提出するものとする。

なお、新たな農業法人の設立のための研修を実施する農業法人等は、あらかじめ、法人等雇用就農者が独立又は経営継承し、法人を設立するまでの全体の計画を提出するものとする。

ア～オ (略)

カ 労働環境を向上させる事項

休憩、休日、有休休暇、労働時間、人材育成・評価の仕組み及び農業の「働き方改革」に資する施設整備の状況

キ (略)

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 研修の進捗状況報告

新たな農業法人の設立のための研修を実施する農業法人等は、支援開始後2年が経過した時点（支援予定期間が2年以内の場合には、支援開始後1年が経過した時点）で、これまでの研修の進捗状況と今後の法人設立のための研修計画を記載した進捗状況報告書を事業実施主体に提出するものとする。

4 (略)

5 助成金の交付申請

農業法人等は、助成金申請額の内訳及び助成金の振込先を記載した助成金交付申請書（兼研修終了報告書）及び研修記録簿を事業実施主体に提出するものとする。なお、研修記録簿は、月ごとの研修内容、研修生（「法人等雇用就農者」、

者」、「派遣研修生」及び「被災法人等雇用就農者」をいう。以下同じ。)の所感(疑問、課題等)及び研修指導者の所感(研修生の所感に対する研修指導者の対応、指導結果等)を記録したものとする。

#### 6 環境負荷低減に向けた取組の実施

農業法人等は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。)に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な内容は別紙様式第3号のとおりとする。

#### 7 (略)

##### (1) (略)

(2) (1)の申請を行い、第6の12の(1)の承認を受けた者については、1から5までの規定にかかわらず、雇用就農緊急支援資金の第5の1から5までの規定に基づいて本事業を実施することとする。

### 第6 推進事業

#### 1 (略)

#### 2 (略)

##### (1) (略)

##### (2) 研修の進捗状況の審査

事業実施主体は、第5の3により新法人設立支援タイプによる研修を実施する農業法人等から提出された進捗状況報告を受け、2年間の研修の実施状況及び3年目以降の支援の必要性を審査する。審査に当たっては事業推進委員会

「派遣研修生」及び「被災法人等雇用就農者」をいう。以下同じ。)の所感(疑問、課題等)並びにそれに対する研修指導者の対応及び指導結果等、研修の内容を記録したものとする。

#### 6 環境負荷低減に向けた取組の実施

農業法人等は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な内容は別紙様式第3号のとおりとする。

#### 7 (略)

##### (1) (略)

(2) (1)の申請を行い、第6の12の(1)の承認を受けた者については、1から5までの規定にかかわらず、雇用就農緊急対策実施要綱別記2雇用就農緊急支援資金の第5の1から5までの規定に基づいて本事業を実施することとする。

### 第6 推進事業

#### 1 (略)

#### 2 (略)

##### (1) (略)

##### (2) 研修の進捗状況の審査

事業実施主体は、第5の3により新たな農業法人の設立のための研修を実施する農業法人等から提出された進捗状況報告を受け、2年間の研修の実施状況及び3年目以降の支援の必要性を審査する。審査に当たっては事業推進委員

へ意見を諮るものとし、審査の結果、新法人設立支援タイプによる研修が適切に実施できないと判断された場合は、3年目以降の支援を中止する。

(3) ・ (4) (略)

(5) (略)

ア (略)

イ 事業実施主体は、研修の中断又は中止が適切と判断した場合は、農業法人等に対し研修の中断又は中止を決定した日及び研修を中断又は中止した後の措置について記載した研修中止決定書を通知するなど、所定の手続を行うものとする。

3 (略)

4 新法人設立支援タイプによる経営継承・法人設立のための研修を行う際のコーディネート活動  
(略)

(1) 企画委員会及びコーディネートチーム

企画委員会は、委員を当該地域の農業関連の事情に詳しいJA、都道府県農業会議、普及指導機関、地方自治体等で構成し、現場で経営継承を支援するコーディネートチームを設けるものとする。

(2) コーディネートチームの活動内容

ア コーディネートチームは、当該地域の農業関連の事情に詳しいJA、都道府県農業会議、普及指導機関、市町村等で構成する。

イ～エ (略)

5 (略)

会へ意見を諮るものとし、審査の結果、新たな農業法人の設立のための研修が適切に実施できないと判断された場合は、3年目以降の支援を中止する。

(3) ・ (4) (略)

(5) (略)

ア (略)

イ 事業実施主体は、研修の中断又は中止が適切と判断した場合は、農業法人等に対し研修の中断又は中止を決定した日及び研修を中断又は中止した後の措置について記載した研修中止決定書を通知するとともに、これに基づく、所定の手続を行うものとする。

3 (略)

4 経営継承し、法人設立のための研修を行う際のコーディネート活動  
(略)

(1) 企画委員会及びコーディネートチーム

企画委員会は、委員を該当地域の農業関連の事情に詳しいJA、都道府県農業会議、普及指導機関、地方自治体等で構成し、現場で経営継承を支援するコーディネートチームを設けるものとする。

(2) コーディネートチームの活動内容

ア コーディネートチームは、該当地域の農業関連の事情に詳しいJA、都道府県農業会議、普及指導機関、市町村等で構成する。

イ～エ (略)

5 (略)

## 6 研修実施状況の確認等

### (1) 雇用就農促進支援

事業実施主体は、雇用就農促進支援について、支援開始直後から定期的（1年に1回以上）に現地等にて関係書類の確認並びに農業法人等及び法人等雇用就農者に対する聴取により、次に掲げる事項について把握・確認し、必要に応じ農業法人等及び法人等雇用就農者の双方に対して、適切な指導・助言及び両者の調整を行うものとする。また、事業実施主体は、都道府県ごとに相談窓口を設置し、相談内容に応じて専門家を派遣できる体制を整備するものとする。

ア～ウ （略）

### (2) ・ (3) （略）

7～11 （略）

12 （略）

### (1) （略）

(2) 事業実施主体は、(1)の承認を受けた者については、第6の2から4まで、6から8まで及び11の規定にかかわらず、雇用就農緊急支援資金の第6の2から4まで、6から8まで及び11の規定に基づき行うこととする。

### (3) （略）

## 第7 事業実施計画等

### 1 事業実施に関する内規の作成

事業実施主体は、事業を円滑に実施するために事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成又は修正した場

## 6 研修実施状況の確認等

### (1) 雇用就農促進支援

事業実施主体は、雇用就農促進支援について、支援開始直後から定期的（年度ごとにおおむね1回）に現地等にて関係書類の確認並びに農業法人等及び法人等雇用就農者に対する聴取により、次に掲げる事項について把握・確認し、必要に応じ農業法人等及び法人等雇用就農者の双方に対して適切な指導・助言並びに両者の調整を行うものとする。また、事業実施主体は、都道府県ごとに相談窓口を設置し、相談内容に応じて専門家を派遣できる体制を整備するものとする。

ア～ウ （略）

### (2) ・ (3) （略）

7～11 （略）

12 （略）

### (1) （略）

(2) 事業実施主体は、(1)の承認を受けた者については、第6の2から4まで、6から8まで及び11の規定にかかわらず、雇用就農緊急対策実施要綱別記2雇用就農緊急支援資金の第6の2から4まで、6から8まで及び11の規定に基づき行うこととする。

### (3) （略）

## 第7 事業実施計画等

### 1 事業実施に関する内規の作成

事業実施主体は、事業を円滑に実施するために事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成又は修正した場

合には、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）の承認を得るものとする。

2 (略)

3 実績報告等

(1) 事業実施主体は、雇用就農資金実績報告書（別紙様式第1号）を当該事業年度の翌年度の6月末日までに作成し、経営局長に報告する。

(2)・(3) (略)

(別表1)

区 分	補助率	補助対象経費
I (略)	(略)	(略)
II (略)	<u>定額</u>	(略)

(別表2)

補 助 対 象 経 費	範 囲 及 び 算 定 方 法
賃金	<p>事業を実施するために必要となる、資料整理、事務補助、各種調査、資料収集等の業務のために<u>臨時に雇用した者</u>に対し支払う、<u>実働</u>に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。</p> <p>賃金単価については、当該団体内の賃金支給規則、<u>法令</u>の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない<u>妥当な根拠</u>に基づき設定すること。</p>

合には、経営局長の承認を得るものとする。

2 (略)

3 実績報告等

(1) 事業実施主体は、雇用就農資金実績報告書（別紙様式第1号）を該当事業年度の翌年度の6月末日までに作成し、経営局長に報告する。

(2)・(3) (略)

(別表1)

区 分	補助率	補助対象経費
I (略)	(略)	(略)
II (略)	( <u>新設</u> )	(略)

(別表2)

補 助 対 象 経 費	範 囲 及 び 算 定 方 法
賃金	<p>事業を実施するために必要となる、資料整理、事務補助、各種調査、資料収集等の業務のために<u>臨時雇用した者</u>に対して支払う<u>実働</u>に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。</p> <p>賃金単価については、当該団体内の賃金支給規則、<u>国</u>の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない<u>妥当な根拠</u>に基づき設定すること。</p>

	<p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の賃金支給規則等を交付申請の際に添付するものとする。</p> <p>賃金については、<u>事業の実施</u>により新たに発生する業務についてのみ支払の対象とし、<u>当該事業の実施</u>に直接関係のない<u>当該団体の</u>既存の業務に対する支払はできない。</p> <p>また、事業実施主体は、当該事業に直接従事した従事時間及び作業内容を証明しなければならない。</p>		<p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の賃金支給規則等を交付申請の際に添付するものとする。</p> <p>賃金については、<u>本事業の実施</u>により新たに発生する業務についてのみ支払の対象とし、<u>事業実施</u>に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。</p> <p>また、事業実施主体は、当該事業に直接従事した従事時間及び作業内容を証明しなければならない。</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
技能者給	<p>事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する<u>業務に従事した者</u>に対し支払う、<u>実働</u>に応じた対価。</p> <p>技能者給の単価については、<u>事業</u>に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められた年間総就労時間で除した額とする（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を交付申請の際に添付するものとする。</p> <p>また、事業実施主体は、「作業日誌」等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間及び作業内容を証明しなければならない。</p>	技能者給	<p>事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する<u>業務に対し</u>、<u>支払う実働</u>に応じた対価。</p> <p>技能者給の単価については、<u>本事業</u>に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められた年間総就労時間で除した額とする（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を交付申請の際に添付するものとする。</p> <p>また、事業実施主体は、「作業日誌」等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間及び作業内容を証明しなければならない。</p>

謝金	<p>事業を実施するために必要となる、専門的知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等に<u>協力した者</u>に対し支払う、<u>謝礼</u>に要する経費。</p> <p>謝金の単価については、<u>協力した業務</u>の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を交付申請の際に添付するものとする。</p> <p>また、<u>事業実施主体に属する者及び臨時雇用者等で事業に参画する者</u>に対し、謝金を支払うことはできない。</p>
(略)	(略)

- (注) 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の額の算定方法及び人件費の額の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に示す方法に従うものとする。
- 2 謝金の額については、原則として申請の際に設定した単価を用いることとし、その後変更はできないものとする。

(別記様式第1号)

(略)

1 (略)

2 (略)

(1) 雇用就農促進支援のうち雇用就農者育成・独立支援タイプの実施

(略)

謝金	<p>事業を実施するために必要となる、専門的知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等に<u>協力者</u>に対する<u>謝礼</u>に要する経費。</p> <p>謝金の単価については、<u>業務</u>の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、<u>謝金</u>の単価の設定根拠となる資料を交付申請の際に添付するものとする。</p> <p>また、<u>事業実施主体に属する者及び臨時雇用者等事業に参画する者</u>に対しては、謝金を支払うことはできない。</p>
(略)	(略)

- (注) 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に示す方法に従うものとする。
- 2 謝金、貸金、専門員等設置費及び技能者給については、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。

(別記様式第1号)

(略)

1 (略)

2 (略)

(1) 雇用就農促進支援の実施(新法人設立のための支援を除く。)

(略)

(2) 雇用就農促進支援のうち新法人設立支援タイプの実施  
(略)

(3)・(4) (略)

3～6 (略)

7 新法人設立支援タイプによる経営継承・法人設立のための研修を行う際のコーディネート活動

(1)・(2) (略)

8～10 (略)

(別記様式第3号)

#### 第1 取組の趣旨

事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく、基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシート(参考様式)に記載の各取組を実施することとする。

#### 第2 「みどりチェック」チェックシートの提出

1 本事業に取り組む農業法人等は、「みどりチェック」チェックシートの項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。

(2) 雇用就農促進支援のうち新法人設立のための支援の実施  
(略)

(3)・(4) (略)

3～6 (略)

7 経営継承し、法人設立のための研修を行う際のコーディネート活動

(1)・(2) (略)

8～10 (略)

(別記様式第3号)

#### 第1 取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略における政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指し、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実を図るとともに、これらとセットで環境負荷低減のクロスコンプライアンス要件化を図ることとされた。

これを踏まえ、令和7年度からは、事業申請時のチェックシートの提出に加え、事業実施後の報告及び国の担当者による報告内容の確認についても試行実施を行うこととされたことから、本事業においては、以下のとおり実施するものとする。

#### 第2 環境負荷低減チェックシートの提出

1 本事業に取り組む農業法人等は、最低限行うべき環境負荷低減の取組について明らかにした「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」(参考様式①及び②。以下「チェックシート」という。)の項目について、事業の実施

2 農業法人等は、「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第5の1に定める事業申請書に添付すること。

3 農業法人等は、「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。

なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組を実施したかどうか確認を行うこととする。

4 事業実施主体は、全ての農業法人等から、「みどりチェック」チェックシートを収集し、農業法人等が各取組を実施する旨を農業法人等のリストに記載して、当該リストを経営局長に提出するとともに、当該チェックシートを保管すること。リストには、農業法人等の名称、住所（都道府県）の情報を含めること。

(削る。)

(削る。)

に当たって取り組むものとする。

2 農業法人等は、「事業計画書中の」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出する。

3 農業法人等は、「助成金の交付申請の際に」、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かを事業実施主体に報告する。

4 事業実施主体は、全ての農業法人等から、チェックシートを収集し、農業法人等が各取組を実施する旨を農業法人等のリストに記載して、当該リストを経営局長に提出するとともに、当該チェックシートを保管すること。リストには、農業法人等の名称、住所（都道府県）の情報を含めること。

### 第3 主な環境関係法令の遵守

農業法人等は、チェックシート中の「関係法令の遵守」に関し、別表に定める環境関係法令を遵守するものとする。

(別表)

<u>環境負担 低減に向 けた取組</u>	<u>該当する環境関連法令</u>
-------------------------------	-------------------

適正な施肥	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）</u></li> <li>・ <u>農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）</u></li> <li>・ <u>土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）</u> 等</li> </ul>
適正な防除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>農薬取締法（昭和23年法律第82号）</u></li> <li>・ <u>植物防疫法（昭和25年法律第151号）</u> 等</li> </ul>
エネルギーの節減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）</u></li> </ul>
悪臭及び害虫の発生防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）</u></li> <li>・ <u>悪臭防止法（昭和46年法律第91号）</u> 等</li> </ul>
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</u></li> <li>・ <u>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）</u></li> <li>・ <u>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）</u></li> <li>・ <u>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）</u></li> <li>・ <u>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）</u> 等</li> </ul>

		<u>生物多様性への悪影響の防止</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）</u></li> <li>・ <u>水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）</u></li> <li>・ <u>湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）</u></li> <li>・ <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）</u></li> <li>・ <u>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）</u> 等</li> </ul>			
		<u>環境関係法令の遵守等</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）</u></li> <li>・ <u>労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</u></li> <li>・ <u>環境影響評価法（平成9年法律第81号）</u></li> <li>・ <u>地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）</u></li> <li>・ <u>国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）</u></li> <li>・ <u>土地改良法（昭和24年法律第195号）</u> 等</li> </ul>			
<u>参考様式①</u>	<u>参考様式①</u>					
<u>「みどりチェック」チェックシート（農業経営体向け）</u>	<u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営体向け）</u>					
<u>事業名</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">組織・代表者氏名： _____</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">住所： _____</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">連絡先： _____</td> </tr> </table>			組織・代表者氏名： _____	住所： _____	連絡先： _____
組織・代表者氏名： _____						
住所： _____						
連絡先： _____						

組織名		
代表者氏名		↓該当する方に○
住所		申請時（します）
連絡先		報告時（しました）

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。

・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。

・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③ 正しい知識に基づく作業安全に努める
	適正な施肥
<input type="checkbox"/>	④ 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑤ 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
<input type="checkbox"/>	⑥ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
③	<input type="checkbox"/>	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	有機物の適正な使用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
⑤	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>
⑦	<input type="checkbox"/>	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/>	農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	<input type="checkbox"/>	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
⑪	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	<input type="checkbox"/>	ブラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑰	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑱	<input type="checkbox"/>	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑲	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

<input type="checkbox"/>	⑦	有機物の適正な施用による土づくりを検討
適正な防除・生物多様性への悪影響の防止		
<input type="checkbox"/>	⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑨	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
<input type="checkbox"/>	⑩	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
<input type="checkbox"/>	⑪	農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑫	農薬の使用状況等の記録・保存
エネルギーの節減		
<input type="checkbox"/>	⑬	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
悪臭及び害虫の発生防止		
<input type="checkbox"/>	⑭	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分		
<input type="checkbox"/>	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。 **上記について、確認しました→**

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→

参考様式②

「みどりチェック」チェックシート（畜産経営体向け）

事業名	
組織名	
代表者氏名	↓該当する方に○
住所	申請時（します）
連絡先	報告時（しました）

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。

・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。

・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

参考様式②

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)		申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	⑨	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>		申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	⑩	<input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
③	<input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備	<input type="checkbox"/>		申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
④	<input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	⑪	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>

・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
	③	GAP・HACCPについて可能な取組から実践
	④	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
<input type="checkbox"/>	⑤	正しい知識に基づく作業安全に努める
	⑥	※和牛生産を行っている場合（該当しない□） 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守
	悪臭及び害虫の発生防止	
	⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない□） 家畜排せつ物の管理基準の遵守
	適正な施肥	
<input type="checkbox"/>	⑨	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑩	※飼料生産を行う場合（該当しない□）

⑤	<input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>
	申請時（しました）	(3) エネルギーの節減	報告時（しました）
⑥	<input type="checkbox"/>	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>
	申請時（しました）	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時（しました）
⑦	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない□） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	<input type="checkbox"/>

⑫	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑯	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
⑰	<input type="checkbox"/>	※和牛生産を行っている場合（該当しない□） 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守	<input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。 **上記について、確認しました→□**

		肥料の使用状況等の記録・保存に努める
		適正な防除
<input type="checkbox"/>	⑪	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑫	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑬	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の使用状況等の記録・保存
		エネルギーの節減
<input type="checkbox"/>	⑭	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
		廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止
<input type="checkbox"/>	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
	⑯	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚

濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→

改正後	改正前
<p>(別記2)</p> <p>第2 事業の仕組み</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 取組主体は、第3に定める事業を実施する。<u>なお、取組主体は、間接補助事業者を別に定め、第3に定める事業に要する経費を間接補助事業者に交付することもできる。</u></p> <p>第3 事業の内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 補助対象経費</p> <p>補助対象経費は、本事業に要する別表2の経費であって本事業の対象として明確に区分することができるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。</p> <p>また、1取組主体当たりの上限額は1,000万円とする。</p> <p>第4 事業の手続等</p> <p>1 取組主体の公募及び決定</p> <p>事業実施主体は、第3の事業を実施する都道府県等の公募及び選定を行うものとする。公募に当たっては国と緊密に連携するものとし、このために必要となる公募要領は、事業実施主体が別に定めるものとする。これを作成又は変更する場合は、<u>農林水産省経営局長(以下「経営局長」という。)</u>の承認を得るものとする。</p> <p>また、都道府県等の選定に当たっては、その都度、経営局長に協議するものとする。</p>	<p>(別記2)</p> <p>第2 事業の仕組み</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 取組主体は、第3に定める事業を実施する。</p> <p>第3 事業の内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 補助対象経費</p> <p>補助対象経費は、本事業に要する別表1の経費であって本事業の対象として明確に区分することができるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。</p> <p>また、1取組主体当たりの上限額は1,000万円とする。</p> <p>第4 事業の手続等</p> <p>1 取組主体の公募及び決定</p> <p>事業実施主体は、第3の事業を実施する都道府県等の公募及び選定を行うものとする。公募に当たっては国と緊密に連携するものとし、このために必要となる公募要領は、事業実施主体が別に定めるものとする。これを作成又は変更する場合は、<u>経営局長の承認を得るものとする。</u></p> <p>また、都道府県等の選定に当たっては、その都度、経営局長に協議するものとする。</p>

## 2 取組主体の手続等

### (1) 取組計画

取組主体は、別紙様式第1号により取組計画書を作成する。

### (2) 交付申請及び決定

取組主体は、別紙様式第2号により交付申請書を作成し、事業実施主体に補助金の交付を申請する。なお、(1)の取組計画は、交付申請を行う時に添付するものとする。

事業実施主体は、取組主体からの交付申請を受けたときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、別紙様式第3号により通知する。

### (3) 交付決定の変更

交付決定の通知後、取組主体は以下の項目について変更を行う場合には、(2)の手続に準じて事業実施主体に対

## 2 取組主体の手続等

### (1) 取組計画等

#### ア 取組計画書

取組主体は、取組計画書を別紙様式第1号により作成する。

#### イ 事業の承認

(ア) 取組主体は、アにより作成した取組計画書を事業実施主体に提出し、その承認を受けるものとする。また、事業の実施において重要な変更を行う場合は、承認手続に準じて行うものとする。

(イ) (ア)の取組計画の重要な変更とは、以下に掲げる規定によるものとする。

a 事業の中止又は廃止

b 取組主体の変更

c 補助事業費の3割を超える増減

### (2) 交付申請及び決定

(1)による承認を受けた取組主体は、別紙様式第2号により交付申請書を作成し、事業実施主体に補助金の交付を申請する。

事業実施主体は、取組主体からの交付申請を受けたときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、別紙様式第3号により通知する。

### (3) 交付決定の変更

交付決定の通知後、取組主体は以下の項目について変更を行う場合には、(2)の手続に準じて事業実施主体に対

して変更申請を行う。事業実施主体は、(2)の手続に準じて申請内容が適当と認めるときは変更交付決定を行い、取組主体に通知する。

ア 事業内容の新設又は廃止

イ 取組主体の変更

ウ・エ (略)

(4) 事業の着手

ア (略)

イ ただし、取組主体は、やむを得ない事情により交付決定を受ける前に実施する必要がある場合は、(1)の取組計画を事業実施主体に提出し、承認を得た後、当該事情を具体的に明記した交付決定前着手届を別紙様式第4号により作成し、事業実施主体に提出するものとする。

ウ (略)

(5)・(6) (略)

(7) 事業実績等の報告

ア 取組主体は、取組計画書に記載された取組を完了したときは、別紙様式第1号により実績報告書を作成し、事業の完了後1か月が経過した日又は事業終了年度の3月20日のいずれか早い日までに、事業実施主体に提出するものとする。

イ 事業実施主体は、アの規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、取組主体に通知す

して変更申請を行う。事業実施主体は、(2)の手続に準じて申請内容が適当と認めるときは変更交付決定を行い、取組主体に通知する。

ア 補助事業の中止又は廃止

(新設)

イ・ウ (略)

(4) 事業の着手

ア (略)

イ ただし、取組主体は、やむを得ない事情により交付決定を受ける前に実施する必要がある場合、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届を別紙様式第4号により作成し、事業実施主体に提出するものとする。

ウ (略)

(5)・(6) (略)

(7) 事業実績等の報告

ア 取組主体は、取組計画書に記載された取組を完了したときは、別紙様式第1号により実績報告書を作成し、事業の完了後1か月以内又は事業終了年度の3月20日までのいずれか早い期日までに、事業実施主体に提出するものとする。

(新設)

るものとする。

ウ (略)

第5 事業計画等

1 事業計画等の作成

事業実施主体は、トライアル雇用就農促進事業実施計画書(別紙様式第8号)を交付申請書に添付するものとする。

ただし、交付決定前に事業を実施する必要がある場合には、本要綱第4の2の(2)及び(3)により行うこと。

補助金の使途は別表1に定める補助対象経費のとおりとする。

2 実績報告等

事業実施主体は、トライアル雇用就農促進事業実績報告書(別紙様式第8号)を、事業の完了後1か月が経過した日又は事業終了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに作成し、経営局長に報告する。

第6 推進事業

事業実施主体は、本事業推進のため、以下の活動を行うことができる。推進事業の対象経費(以下「推進事業費」という。)は別表2に定めるとおり(ただし、助成費を除く。)  
とする。

1 本事業の実施に関する事務

2 本事業の普及活動

3 取組主体の指導活動

第7 (略)

第8 効率的かつ適正な執行の確保

イ (略)

第5 事業計画等

1 事業計画等の作成

事業実施主体は、トライアル雇用就農促進事業実施計画書(別紙様式第8号)を交付申請書に添付するものとする。

ただし、交付決定前に事業を実施する必要がある場合には、本要綱第4の2の(2)及び(3)により行うこと。

2 実績報告等

事業実施主体は、トライアル雇用就農促進事業実績報告書(別紙様式第8号)を、事業の完了後1か月以内又は事業終了年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い期日までに作成し、経営局長に報告する。

(新設)

第6 (略)

第7 効率的かつ適正な執行の確保

1～6 (略)  
(削る。)

第9 環境負荷の低減に向けた取組の実施

取組主体は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な内容は別紙様式第10号のとおりとする。

(別表1)

区 分	補助率	補助対象経費
<u>I</u> <u>トライアル雇用就農促進事業</u>	定額	<u>第3の2の取組を実施するための経費</u> <u>第3の4及び別表2に定めるとおり。</u>
<u>II</u> <u>推進事業</u>	定額	<u>第6の規定による推進事務のための経費</u> <u>別表2に定めるとおり。ただし、助成費を除く。</u>

1～6 (略)

7 事業実施主体は、本事業の具体的実施に関し、本実施要綱の解釈等について確認する必要がある場合は、農林水産省経営局就農・女性課に対して、文書で照会し、文書で回答を求めることができる。

第8 環境負荷の低減に向けた取組の実施

取組主体は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な内容は別紙様式第10号のとおりとする。

(新設)

(別表2)

補助対象 経費	範囲及び算定方法
補助金	<p><u>間接補助事業者が、本要綱別記2の第3に定める事業の実施に要する経費。</u></p>
賃金	<p>事業を実施するために必要となる、資料整理、事務補助、各種調査、資料収集等の業務のために<u>臨時に雇用した者に対し支払う、実働</u>に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。</p> <p>賃金単価については、当該団体内の賃金支給規則、<u>法令</u>の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の賃金支給規則等を交付申請の際に添付するものとする。</p> <p>賃金については、事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払の対象とし、<u>当該事業の実施に直接関係のない当該団体の既存の業務</u>に対する支払はできない。</p> <p>また、事業実施主体は、当該事業に直接従事した従事時間及び作業内容を証明しなければならない。</p>

(別表1)

補助対象 経費	範囲及び算定方法
(新設)	(新設)
賃金	<p>事業を実施するために必要となる、資料整理、事務補助、各種調査、資料収集等の業務のために<u>臨時に雇用した者に対して支払う実働</u>に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。</p> <p>賃金単価については、当該団体内の賃金支給規則、<u>国</u>の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の賃金支給規則等を交付申請の際に添付するものとする。</p> <p>賃金については、<u>本事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務</u>に対する支払はできない。</p> <p>また、事業実施主体は、当該事業に直接従事した従事時間及び作業内容を証明しなければならない。</p>

(略)	(略)	(略)	(略)
技能者給	<p>事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に<u>従事した者に対し支払う、実働</u>に応じた対価。</p> <p>技能者給の単価については、事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められた年間総就労時間で除した額とする（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を交付申請の際に添付するものとする。</p> <p>また、事業実施主体は、「作業日誌」等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間及び作業内容を証明しなければならない。</p>	技能者給	<p>事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に<u>対し、支払う実働</u>に応じた対価。</p> <p>技能者給の単価については、<u>本事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められた年間総就労時間で除した額とする（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）。</u></p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を交付申請の際に添付するものとする。</p> <p>また、事業実施主体は、「作業日誌」等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間及び作業内容を証明しなければならない。</p>
謝金	<p>事業を実施するために必要となる、専門的知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等に<u>協力した者に対し支払う、謝礼</u>に要する経費。</p> <p>謝金の単価については、<u>協力した業務の内容に応じた常識の範囲を超えない</u>妥当な根拠に基づき単価を設定すること。</p>	謝金	<p>事業を実施するために必要となる、専門的知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等の<u>協力者に対する謝礼</u>に要する経費。</p> <p>謝金の単価については、<u>業務の内容に応じた常識の範囲を超えない</u>妥当な根拠に基づき単価を設定すること。</p>

なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を交付申請の際に添付するものとする。

また、事業実施主体に属する者及び臨時雇用者等で事業に参画する者に対し、謝金を支払うことはできない。

(略)

(略)

- (注) 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の額の算定方法及び人件費の額の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記補助対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に示す方法に従うものとする。
- 2 謝金の額については、原則として、申請の際に設定した単価を用いることとし、その後変更はできないものとする。

(別紙様式第1号)

(略)

雇用就農資金等実施要綱(令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知)別記2の第4の2の(1)(実績報告の場合は2の(7))の規定に基づき、下記のとおりトライアル雇用就農促進事業取組計画(実績報告)書を提出する。

(略)

事業内容及び計画

I～III (略)

IV (略)

なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を交付申請の際に添付するものとする。

また、事業実施主体に属する者及び臨時雇用者等で事業に参画する者に対しては、謝金を支払うことはできない。

(略)

(略)

- (注) 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記補助対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に示す方法に従うものとする。
- 2 謝金、賃金、専門員等設置費及び技能者給については、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。

(別紙様式第1号)

(略)

雇用就農資金等実施要綱(令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知)別記2の第4の2の(1)のア(実績報告の場合は2の(7))の規定に基づき、下記のとおりトライアル雇用就農促進事業取組計画(実績報告)書を提出する。

(略)

事業内容及び計画

I～III (略)

V (略)

事業実施経費

(単位：円)

経費	事業に要する経費 (A+B)	負担区分		備考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
補助金 (略)				
専門員等設置費 (略)				
(略)				
(略)				
(略)				
(略)				
通信運搬費 (略)				
(略)				
(略)				
(略)				

(注) (略)

事業実施経費

(単位：円)

経費	事業に要する経費 (A+B)	負担区分		備考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
(新設) (略)				
専門職員等設置費 (略)				
(略)				
(略)				
(略)				
(略)				
(略)				
(新設) (略)				
(略)				
(略)				
(略)				
(略)				

(注) (略)

(別紙様式第3号)

(略)

1～4 (略)

5 取組主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知)及び雇用就農資金等実施要綱(令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知)に従わなければならない。

6～8 (略)

(略)

(別紙様式第7号)

(略)

雇用就農資金等実施要綱(令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知)別記2の第4の2の(7)のウの規定に基づき実施状況報告書を提出します。

(略)

(別紙様式第8号)

(略)

1～3 (略)

4 支出

(単位：円)

区 分	金 額
1 (略)	

(別紙様式第3号)

(略)

1～4 (略)

5 取組主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。)及び雇用就農資金等実施要綱(令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知)に従わなければならない。

6～8 (略)

(略)

(別紙様式第7号)

(略)

雇用就農資金等実施要綱(令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知)別記2の第4の2の(7)のイの規定に基づき実施状況報告書を提出します。

(略)

(別紙様式第8号)

(略)

1～3 (略)

4 支出

(単位：円)

区 分	金 額
1 (略)	

2 推進事業	
合 計	

(別紙様式第10号)

### 第1 取組の趣旨

事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づき、基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシート（参考様式）に記載の各取組を実施することとする。

### 第2 「みどりチェック」チェックシートの提出

1 取組主体は、「みどりチェック」チェックシートの項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。

2 取組主体は、「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。

(新設)	
合 計	

(別紙様式第10号)

### 第1 取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略における政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指し、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実を図るとともに、これらとセットで環境負荷低減のクロスコンプライアンス要件化を図ることとされた。

これを踏まえ、令和7年度からは、事業申請時のチェックシートの提出に加え、事業実施後の報告及び国の担当者による報告内容の確認についても試行実施を行うこととされたことから、本事業においては、以下のとおり実施するものとする。

### 第2 環境負荷低減チェックシートの提出

1 取組主体は、最低限行うべき環境負荷低減の取組について明らかにした「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」（参考様式①。以下「チェックシート」という。）の項目について、事業の実施に当たって取り組むものとする。

2 取組主体は、取組計画書中のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出する。

3 取組主体は、「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。

なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組を実施したかどうか確認を行うこととする。

4 事業実施主体は、全ての取組主体から「みどりチェック」チェックシートを収集し、経営局長に提出すること。

(削る。)

(削る。)

3 取組主体は、実績報告の際に、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かを事業実施主体に報告する。

4 事業実施主体は、全ての取組主体からチェックシートを収集し、経営局長に提出すること。

第3 主な環境関係法令の遵守

取組主体は、チェックシート中の「関係法令の遵守」に関し、別表に定める環境関係法令を遵守するものとする。

(別表)

<u>環境負担低減に向けた取組</u>	<u>該当する環境関連法令</u>
<u>適正な施肥</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）</u></li> <li>・ <u>農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）</u></li> </ul>
<u>適正な防除</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）</u> 等</li> <li>・ <u>農薬取締法（昭和23年法律第82号）</u></li> </ul>
<u>エネルギーの節減</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>植物防疫法（昭和25年法律第151号）</u> 等</li> <li>・ <u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）</u> 等</li> </ul>

<p><u>悪臭及び害虫の発生防止</u> <u>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）</u></li> <li>・ <u>悪臭防止法（昭和46年法律第91号）</u> 等</li> <li>・ <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</u></li> <li>・ <u>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）</u></li> <li>・ <u>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）</u></li> <li>・ <u>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）</u></li> <li>・ <u>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）</u> 等</li> </ul>
<p><u>生物多様性への悪影響の防止</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）</u></li> <li>・ <u>水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）</u></li> <li>・ <u>湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）</u></li> <li>・ <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）</u></li> <li>・ <u>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）</u> 等</li> </ul>

環境関係  
法令の遵  
守等

- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）等

参考様式

「みどりチェック」チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名	
組織名	
代表者氏名	↓該当する方に○
住所	申請時（します）
連絡先	報告時（しました）

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。

・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してくだ

参考様式

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）

組織名・代表者氏名： \_\_\_\_\_  
住所： \_\_\_\_\_  
連絡先： \_\_\_\_\_

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない口) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない口) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	<input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない	<input type="checkbox"/>

さい。

・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チ	ク	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解	
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守	
<input type="checkbox"/>	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	
<input type="checkbox"/>	④	正しい知識に基づく作業安全に努める	
エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除			
<input type="checkbox"/>	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	
<input type="checkbox"/>	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討	
悪臭及び害虫の発生防止			
<input type="checkbox"/>	⑦	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□）	

③	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>
	申請時 (しました)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	<input type="checkbox"/>	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

		<input type="checkbox"/>	生物多様性に配慮した事業実施に努める	
⑩	<input type="checkbox"/>		※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
	申請時 (しました)		(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	<input type="checkbox"/>		みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑫	<input type="checkbox"/>		関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>		環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>		※機械等を扱う事業者である場合（該当しない□） 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>		正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。上記について、確認しました

	<input type="checkbox"/>	<u>い</u>	<u>悪臭・害虫の発生防止・低減に努める</u>
			<u>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</u>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<u>⑧</u>	<u>プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理</u>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<u>⑨</u>	<u>資源の再利用を検討</u>
			<u>生物多様性への悪影響の防止</u>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<u>⑩</u>	<u>※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない<input type="checkbox"/>)</u> <u>生物多様性に配慮した事業実施に努める</u>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<u>⑪</u>	<u>※特定事業場である場合（該当しない<input type="checkbox"/>)</u> <u>排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守</u>

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→

(別紙様式第11号)

(略)

(注1) (略)

(注2) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

(別紙様式第11号)

(略)

(注1) (略)

(注2) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の雇用就農資金等実施要綱の規定に基づき実施する事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。